

仮処分の申立てについて

(仮称) 国際工芸美術館の整備計画に関して、2021年4月20日付で東京地方裁判所立川支部に仮処分命令の申し立てがありました。その概要をご報告いたします。

1 申立者

国際版画美術館の新築時に設計業務を受託した設計事務所に所属する建築士

2 申立ての趣旨

国際版画美術館及び庭園の改築工事を行ってはならない。

3 今後の対応

7月2日に、東京都地方裁判所（千代田区霞が関）にて裁判官への事情説明